

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 再婚相手の連れ子は法定相続人ではありません

—実子と同じように相続するには、生前に対策が必要です—

### [1] 再婚相手の連れ子は、自分と血縁関係がありません。

山田さん一家は、夫の太郎さん、妻の花子さん、長男の大輔さん、長女の仁美さんの仲良し四大家族でした。長男の大輔さんは、交通事故で死別した先妻と太郎さんの子です。仁美さんは、花子さんと再婚後に生まれました。花子さんは、大輔さんに実子の仁美さんと同じように、深い愛情を注いできました。二人とも既に独立し、それぞれ円満に暮らしています。

3年前にお父さんの太郎さんが亡くなりました。太郎さんの遺言通り、法定相続分に従って、妻の花子さんは1/2、子供の大輔さんと仁美さんは各々1/4相当を相続しました。

今年の8月には、お母さんの花子さんも亡くなりました。大輔さんと仁美さんは、遺産を半分ずつ相続しようと、司法書士に手続きの依頼をしに行きました。ところが司法書士から思いがけない事を言われました。「**大輔さんは、花子さんの法定相続人に当たらない為、仁美さんが遺産の全てを相続することになります。**」実子となんら変わらない親子でしたが、**花子さんと大輔さんは、血縁関係がありません。**大輔さんと仁美さんは、とても仲の良い兄妹ですから仁美さんは、遺産の半分を大輔さんに渡したいと考えています。遺産の全てを仁美さんが相続し、その中から1/2相当を大輔さんへ渡すと贈与になってしまいます。相続税が発生し、そのうえ贈与税は高額になってしまいそうで、困ってしまいました。

### [2] 生前に行う対策

生前に行う対策として、2つの方法があります。

- 1 花子さんは、大輔さんと**養子縁組**をする。

配偶者の連れ子を養子にすると、実子と同等の法定相続人になります。

- 2 花子さんが、「大輔さんも仁美さんと同様に相続させる。」という内容の**遺言書を作成**しておきます。

大輔さんは法定相続人でも、血縁もありませんので、相続税が二割増しになりますが、贈与税の負担は回避できます。

離婚や再婚を経験した方は、今一度子供との法的な関係を見直して、早目に対策をしておきましょう。